

## 銚子市犯罪被害者等支援に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、銚子市犯罪被害者等支援に関する条例（令和7年銚子市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による生命又は身体に対する被害をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 重傷病 負傷が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷に係る身体の被害であって、当該負傷の療養の期間が1月以上であり、かつ、医療機関に3日以上の上院を要するものをいう。

(銚子市犯罪被害者等見舞金の支給等)

第3条 市長は、条例第8条の規定による犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、銚子市犯罪被害者等見舞金を支給することができる。

2 銚子市犯罪被害者等見舞金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して、一時金として支給する。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族（第5条第3項及び第4項の規定による第1順位の遺族をいう。）であって、本市に住所を有し、住民基本台帳に記録されているもの（次号に定める重傷病見舞金の給付後に死亡した

者の遺族を含む。)

- (2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において本市に住所を有し、住民基本台帳に記録されているもの

(銚子市犯罪被害者等見舞金の額)

第4条 前条第2項各号に掲げる銚子市犯罪被害者等見舞金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 300,000円

- (2) 重傷病見舞金 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 全治1月以上3月未満 50,000円

イ 全治3月以上 100,000円

- 2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族が2人以上あるときは、遺族見舞金の額は、前項第1号の規定にかかわらず、当該規定により算定した額をその人数で除して得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、犯罪被害者の死亡の時ににおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

- (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

- 2 犯罪被害者の死亡の当時、胎児であった子がその後出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者の死亡の当時、当該犯

罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

- 3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母においては養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

(銚子市犯罪被害者等見舞金を支給しない場合)

第6条 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に次の各号のいずれかに該当する親族関係があつたときは、銚子市犯罪被害者等見舞金を支給しないものとする。ただし、加害者が心神喪失の状態であつた犯罪行為を行つた場合は、この限りでない。

(1) 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた場合を含む。)又は直系血族(親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた場合を含む。)

(2) 3親等内の親族(前号に掲げるものを除く。)

2 前項本文の規定にかかわらず、犯罪行為が行われた時において次の各号のいずれかに該当する場合は、銚子市犯罪被害者等見舞金を支給するものとする。

(1) 犯罪被害者又は第1順位遺族が18歳未満の者(第1順位遺族が2人以上ある場合にあつては、その全てが18歳未満であつたときのいずれかの者)であつた場合

(2) 犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間の親族関係において、婚姻を継続

し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又はこれと同視することが相当と認められる事情がある場合

- (3) 犯罪被害者と加害者との間の親族関係において、加害者が人違いによって又は不特定の者を害する目的で当該犯罪被害者に対して当該犯罪行為を行ったと認められる場合

3 前項の規定により銚子市犯罪被害者等見舞金を支給する場合であって、銚子市犯罪被害者等見舞金を支給することにより加害者が財産上の利益を受けるおそれがあると認められるときは、銚子市犯罪被害者等見舞金を支給しないものとする。ただし、加害者が心神喪失の状態で行った場合は、この限りでない。

第7条 犯罪被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族に次の各号のいずれかに該当する行為があったときは、銚子市犯罪被害者等見舞金を支給しないものとする。

- (1) 当該犯罪行為を教唆し、又は<sup>ほう</sup>幫助する行為
- (2) 暴行、脅迫、侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
- (3) 当該犯罪被害を受ける原因となった不注意又は不適切な行為

第8条 犯罪被害者又は第1順位遺族に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、銚子市犯罪被害者等見舞金を支給しないものとする。

- (1) 当該犯罪行為を容認していたこと。
- (2) 銚子市暴力団排除条例（平成24年銚子市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であること。
- (3) 次に掲げるいずれかに該当する行為（イに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）を行っていたこと。

ア 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で銚子市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」とい

う。)又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資する行為であることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれに準ずる行為

(4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

第9条 前3条の規定によるほか、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、銚子市犯罪被害者等見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき、これを支給しないものとする。

(支給の申請)

第10条 遺族見舞金の支給を受けようとする者は、銚子市犯罪被害者等見舞金支給申請書兼請求書(別記様式第1号)及び委任状(別記様式第2号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

(2) 申請を行う者の氏名及び生年月日並びに犯罪被害者との続柄に関する市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。)の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

第11条 重傷病見舞金の支給を受けようとする者は、銚子市犯罪被害者等見舞金支給申請書兼請求書及び委任状に、犯罪行為により負傷した日、入院日数及び負傷の状態に関する医師の診断書その他の書類であつて、当該負傷が重傷病に該当することを証明することができるものを添えて、市長に提出しなければならない。

(銚子市犯罪被害者等見舞金の支給)

第12条 市長は、前2条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、銚子市犯罪被害者等見舞金の支給の可否を決定し、銚子市犯罪被害者等見舞金支給決定（却下）通知書（別記様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給する旨の決定をしたときは、速やかに銚子市犯罪被害者等見舞金を支給するものとする。

（転居に要する費用に対する助成金の額等）

第13条 市長は、条例第10条の規定による犯罪被害者等の居住の安定を図るため、前条の規定による銚子市犯罪被害者等見舞金の支給を受けることができる者のうち、犯罪行為による被害により従前の住居に居住することが困難となったものに対して、転居に要する費用の全部又は一部を助成することができる。

2 前項に規定する転居に要する費用に対する助成金（以下「助成金」という。）の額は、転居をするための費用として市長が定めるものとし、100,000円を限度とする。

（転居に要する費用の助成の申請）

第14条 転居に要する費用の助成の申請をしようとする者は、転居費用助成申請書兼請求書（別記様式第4号）及び委任状に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 転居に要する費用を支払ったことを証明する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、一の犯罪被害につき1回限りとする。

（転居に要する費用の助成の決定）

第15条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに助成の可否を決定し、転居費用助成決定（却下）通知書（別記様式第5号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成する旨の決定をしたときは、速やかに助成金を支

給するものとする。

(銚子市犯罪被害者等見舞金の支給及び転居に要する費用の助成の申請の期限)

第16条 第10条の規定による遺族見舞金の支給の申請、第11条の規定による重傷病見舞金の支給の申請及び第14条第1項の規定による転居に要する費用の助成の申請は、当該犯罪被害が発生した日から1年を経過したときは、することができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(銚子市犯罪被害者等見舞金又は助成金の返還)

第17条 市長は、銚子市犯罪被害者等見舞金の支給又は転居に要する費用の助成を受けた者が偽りその他不正の手段により当該支給又は助成を受けたと認めるときは、銚子市犯罪被害者等見舞金又は助成金の返還を求めることができる。

2 前項の規定により市長が銚子市犯罪被害者等見舞金又は助成金の返還を求めたときは、当該銚子市犯罪被害者等見舞金の支給又は転居に要する費用の助成を受けた者は、市長が定める日までに銚子市犯罪被害者等見舞金又は助成金を返還しなければならない。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行し、この規則の施行の日以後に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。